

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会（幹事）
一般社団法人 大田労働基準協会

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加ください。

1 日 時 2025年6月16日（月）10：00～16：30（開場・受付は9：30～）

2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2（裏面地図参照）

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは？ ・フリーランス新法 ・管理監督者とは？
- ・賃金支払いの5原則 ・労働契約と解雇 ・退職の手続き ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制 ・割増賃金 ・変形制 ・裁量労働制の運用 ・年次有給休暇制度と時季指定義務 ・就業規則の整備と運用 ・労働条件の明示義務と明示事項の改正
- ・労基法違反と会社の刑事責任

4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表（元労働基準監督官）

特定社会保険労務士 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり（日本経済新聞出版社）

「同一労働同一賃金」はやわかり（日本経済新聞出版社）

5 受講料（テキスト代、消費税含む）当協会の会員は8,800円 非会員は11,000円
2025年6月9日（月）までに下記口座宛お振込み下さい。

・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店
・普通預金 口座番号 3687394
・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会
※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入下さい。（例 061600カイシャ）

6月9日（月）までの取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担下さい。以降の取消しは返還できません。

6 受講申込み（定員60名）

裏面申込書にご記入の上、（一社）大田労働基準協会あて Fax（03-3738-0128）
又は Web からお申込みください。

7 お問い合わせ先 （一社）大田労働基準協会 03-3738-0118

講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日： 2025年6月16日(月))

10:00~16:30 開場・受付 9:30~

Fax. 送付先 (一社) 大田労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3738-0128

いずれか、○をお付け下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿協会会員・三田協会会員・品川協会会員・大田協会会員 ・渋谷協会会員・池袋協会会員・協会会員以外 		
事業所名			
所在地	〒		
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 部署・氏名			
受講者氏名			
担当者 Email			

注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

② 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

③ 発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

講習内容に関する質問事項等が有りましたら申込時にご記下さい。	
--------------------------------	--

会場案内図

BIZ新宿
3階研修室A
新宿区西新宿6-8-2



協会 使用欄	
-----------	--